



日常生活で困った時、「ナルホdoor」をノックしてください。
法律、健康、美容などさまざまな「どうしよう」に回答します。

今回の回答者は、
石川法律事務所の弁護士
清田佳子さんです。



石川法律事務所 | 住所：青梅市東青梅1丁目5番地の5
電話：0428(22)6451

Q 息子だけに自宅を譲りたいのですが…

私は電機メーカーを退職して10年になる年金生活者です。70歳を過ぎ、先々のことを考えるようになりました。私が今住んでいる自宅の土地建物は私の名義ですが、妻が早くに亡くなって以来、息子一家と同居していて、いろいろ世話をかけましたので、私が死んだら自宅は息子に譲りたいと思っています。ただ、私にはほとんど顔を見せない娘もあり、この娘が私の死んだ後になって自分にも権利があると言ってくるのではないかと心配しています。私はどうすれば息子に自宅を譲ってやるのでしょうか。私の財産は自宅のほかには、預金と勤めていた会社の株が少しあるくらいです。(70代/無職)

A 初めまして。さて、奥様が亡くなっている貴方の場合、法律上の相続分の定めによれば、息子さんと娘さんはそれぞれ2分の1ずつ相続することになります。

そこで、これを変更して息子さんにご自宅を譲るためには、貴方が「遺言書」を作成することが必要です。遺言書を作成しておくことによって法律上の相続分と異なる割合で相続させることが出来ますし、不動産や預金など、具体的に何を誰に相続させるかも指定することができます。また、遺言にはいくつか種類がありますが、後日の紛争を防止する観点からは「公正証書遺言」にしておくのが良いでしょう。

貴方が遺言書を作成して、ご自宅の土地建物を息子さんに相続させると定めておけば、相続の際には娘さんの意見を聞くことなく息子さんがご自宅を取得できます。

ただ、故人の兄弟姉妹を除く相続人には、遺言の内容に拘わらず「遺留分」という最低限の取り分が認められています。子が相続人の場合は法律上の相続分の2分の1がこれに当たりますので、貴方の場合もし娘さんがこの遺留分を主張すると、貴方の遺産の4分の1が娘さんの取り分になります。

この対策として、より直接的なのは娘さんに遺留分を放棄させることです。これは娘さんの同意が前提です。相続の前ですと家庭裁判所の許可も必要です。そこで現実的には、遺言の内容を予め娘さんの遺留分を見込んだものしておくことが考えられます。例えば、ご自宅を息子さんに、それ以外の預金や株などで遺産の4分の1以上を娘さんに相続させると遺言しておけば、娘さんはそれ以上の権利を主張できません。

また、もし預金や株が遺産の4分の1に満たなくても、息子さんが不足分を娘さんに金銭で支払って相続したご自宅を確保することは可能です。何より遺言がなければ息子さんと娘さんはあくまでも2分の1ずつの相続が前提となりますから、やはり遺言書を作成しておく意義は大きいと言えます。

なお、遺言書には誰に何を相続させるかということのほか、遺言した人の思いや家族へのメッセージなどを付記しておくこともできます。貴方も、遺言書に息子さんと娘さんへの思いを書き残すことで、貴方の意図を理解してもらうこともできるでしょう。



相談は相談内容、氏名、連絡先を明記のうえ、Faxかメールでぶらむニュース社まで。
ただし、すべての相談に回答するものではなく、編集部で選んだ質問に本誌紙面上にて解答することになります。

相談の宛先 Fax:0428-21-0909 E-mail:plumnews@gmail.com ぶらむニュース社「ナルホdoor」相談係

豊富な品揃えで良い品をより安く!

信頼と技術、安心のお店
真幸メガネ

小作駅東口 真幸メガネ 真鍋クリニック 小作駅

メガネ・補聴器 指定店 真鍋クリニック 真愛眼科 おしきり眼科

どうぞ、お気軽にお立ち寄り下さい。心よりお待ちしております。
羽村市小作台2-6-7 ☎042-579-1831 木曜定休

R4 SUPPORT

パソコンのトラブルを解決いたします

- パソコンのトラブル解決
- 配線工事
- 購入後の接続設定
- 使い方の説明

〒190-0003立川市栄町4-16-22-4F
営業時間：9:00~19:00(年中無休)
TEL：0120-915-306
MAIL：info@r4s.jp
URL：http://www.r4s.jp

詳しくはホームページをご覧ください。

r4s 検索

黒米酒まんじゅう しぼらもち 酒まんじゅう

小山製菓

〒198-0014 東京都青梅市大門1-570-3
営業時間：AM9:00~PM5:00
定休日：毎週月曜日(祝日の場合は営業)
TEL:0428-31-2700 FAX:0428-31-3335

事業と暮らしの法律アドバイザー

会社設立、建設業、宅建業、運送業
廃棄物の処理業、風俗営業、
入国管理業務、各種許認可申請業務
相続、成年後見、離婚、交通事故
生活相談、手続き業務

栗原行政書士事務所

入管取次 栗原節夫 東京都福生市福生891-12
行政書士 TEL 042-539-0780
入管取次 小島幸江 E-mail: k-gyousei@dtm.ne.jp
行政書士

武藤治作酒店

東京都青梅市木野下1-4-404
☎0428(31)4886

涼を感じる酒
揃ってます。

美光印刷株式会社

地域最大サイズオフセット印刷機所有
制作スタッフ常勤

美光印刷株式会社

〒198-0024 東京都青梅市新町 9-2183-5
http://www.bikoh-r.com E-mail:info@bikoh-p.co.jp
FAX 0428-31-2680 担当/加羽澤

お気軽にご相談ください TEL 0428-30-5433

平日限定 ピザ窯体験
はじめました。

薪窯を使った本格ナポリピザと
美味しい料理の体験が出来ます。
ピザ焼きが終わったら、
持参した食材で薪窯を使った
料理にチャレンジしてください!
家庭のオープンでは出せない味が
堪能できますよ!

あか 煉瓦堂 朱とんぼ

東京都青梅市沢井1-403 ●営業時間 ●定休日
TEL 0428-78-8352 午前8時~午後5時 毎週月曜日
FAX 0428-78-8378 (土・日・祝は午前9時~午後5時)
renga-akatonbo@ceres.ocn.ne.jp
http://www.akatonbo-renga.com/

hair design
Atelier passer

ヘアデザイン アトリエ パセ

青梅市沢井 1-390-1 TEL.0428-85-8077
事前にお電話にて御予約をお待ちしています。

夢ピアノ
第2教室
スタート!

第2教室は
サロンとしてもご利用いただけるように、
広くて明るいスペースにグランドピアノを設置。
音響も良く、サロンコンサート、ピアノ発表会などに
ご利用いただけます。

ピアノ教室コース 料金はホームページをご覧ください。

- ピアノ科普通コース
- ピアノ科ジャズポップスコース
- 音楽・ヴォーカルコース
- 大人のための月2回コース

夢ピアノ 第1教室/青梅市師岡町4-5-15ベルハイム河辺105
第2教室/青梅市河辺町10-17-1アツマビル2F
指導講師代表：荻由美子 ☎0428-25-1805・090-6461-4946
http://yumepiano.web.fc2.com/

ココかじ
KOKO KAJI

あなたに代わって
家事代行
いたします。

口家事の時間が取れない方
口家の中をすっきりさせたい方
お気軽にご相談下さい!!

0428-23-8226
(受付時間8時から18時)

〒198-0042
青梅市東青梅4-17-42 柚木沢ビル1F(有)心のひろば内
ホームページ www.kokokaji.jp

総合内装ストレート

東京都青梅市の総合リフォーム会社
小さな工事でも、
お気軽にお問い合わせください

町の便利な修理屋

☎0428-78-2833

http://www.s-straight.com/ 東京都青梅市今井1-111

総合内装 クロス・カーテン・ロールスクリーン・
じゅうたん・クッションフロア・フローアタイル。
ガラスフィルム・ダイノックシート・換・障子など

トータルリフォーム 上記張替え・取替え・フローリング張り
各水廻り交換・外壁塗装・畳替え
照明器具交換・ソファ生地張り替えなど

占い天祭音 研究所

「人が…」ではなく「自身が」
潜在する本能を知り決断する!!

天祭音(あまね)は、
そのアドバイスをします。

占い天祭音研究所は下記に移転しました。
今後ともよろしくお願い申し上げます。

東京都青梅市河辺町10-1-5
ライオンズプラザ河辺駅前607
電話：090-4758-8562
Fax：0428-23-2880

【出張対面室】
福生・神楽坂・桜新町・・・月1回

ビルメンテナンス業

ランニング ドリームズ
Running Dreams
有限公司

〒198-0036
青梅市河辺町 6-5-15
TEL:0428-20-2291